

支援部だより

宮城県立支援学校小牛田高等学園
支援部
令和8年9月4日発行

しょうがいふくし 「障害福祉サービス」としょうがい き そねんきん 「障害基礎年金」について

しょうがいふくし 障害福祉サービス

しょうがいがあることで感じる日常生活や社会生活の困難に対して、手助けとなる福祉サービスです。
「介護給付」、「訓練等給付」、「地域生活支援事業」の3種類から、サービスの一部をご紹介します。

『介護給付』生活に介護を必要とする人が利用しますが、障害支援区分1の人でも利用できるものがあります。

短期入所

施設に短期間泊まることができるサービスです。家族の入院やその他の事態で、本人が一人で過ごさなければいけないときや、一人で生活するには不安があるとき、障害のある人の家族が介護を少し休みたいとき、などに利用します。

『訓練等給付』働くための訓練をする人・自立を自指す人が利用します。

就労移行支援

就労継続支援(A型, B型)

働くための力をつけるサービスです。一般企業等への就労を希望するときや、支援を受けながら働くことを希望するときなどに利用できます。

グループホーム

卒業後、家から離れて生活するときに利用できます。



『地域生活支援事業』都道府県や市町村が実施する福祉サービスです。

日中一時支援

福祉施設で昼間に一時預かりをするサービスです。

学校の放課後や長期休みに利用できる「放課後等デイサービス」などがあります。

移動支援

外出などをお手伝いするサービスです。



しょうがい き そねんきん 障害基礎年金

知的障害や発達障害は子どもの頃からの障害なので、事前に準備を行い、手続きをすれば障害基礎年金を受け取ることができます。

手続きは20歳を過ぎてからでもできますが、早めに準備をすることで、20歳になってすぐに受け取ることができます。ただし、申請者全員が受給できるものではなく、*障害の程度により認められない場合もあるので市区町村の役所にご相談ください。

*障害の程度は1級、2級の他、「てんかん」「発達障害」の認定基準もあります。

～ 相談支援事業所を知ろう ～

相談支援事業所は生活の困りごとを相談できる場所です。

例えば・「一人暮らしをしたい」 『住むところは？』『お金の管理は？』『家事は？』

…このような悩みに答えてくれます！

*相談支援事業所は各地域にあります。

「自分の住んでいる地域」+「相談支援事業所」で検索してみましょう。

2026.4.30 小牛田高等学園事業所説明会 石巻・女川基幹相談支援センター「くるみ」様 講話より

相談支援事業所紹介③ あらいぶ（栗原市）

「障害者相談支援センター あらいぶ」さんは、宮城県から障害者等療育支援事業を、栗原市から障害者相談支援事業を受託し、栗原市で生活されている障害を持った方の相談に応じています。相談内容に応じて、利用できる福祉制度や福祉サービスについての情報提供、必要な支援機関の紹介など、日常生活に関する様々な相談支援を行っています。

あらいぶには、どうやって相談すればいいの？

①相談受付

電話・FAX・Eメールなどにより、相談をお受けします。

②訪問・外来相談

ご本人やご家族の障害の状況、生活の様子などをお聞

③情報の提供

サービス提供者と連携しながら、情報をお伝えし

あらいぶでは、どんなことが相談できるの？

「日中どこかに通いたい」「働きたいけど不安だなあ」「手帳や年金について知りたい」「悩みを聞いてほしい」など生活全般のお悩み

栗原市基幹相談支援センター（知的・栗原市委託）

相談支援専門員が相談をお受けし、福祉制度や障害福祉サービスなど必要な情報をお伝えします。また、事業所見学の同行等、社会資源を活用しながら生活できるよう支援します。

障害福祉サービスの利用を希望する方

指定特定相談支援事業 障害児相談支援事業

相談支援専門員がサービス等利用計画を作成し、定期的に利用状況の確認を行いながら支援をします。

あらいぶでは、そのほかにどんな事をしているの？

○貸出図書コーナーの設置

障害児（者）に関わる専門図書、障害福祉に関する雑誌を所内に展示し、貸し出しを行っています。

障害福祉サービス利用の流れ

- 相談 : 各総合支所市民サービス課や、相談支援事業所に相談します。
- 申請 : 各総合支所市民サービス課で申請手続きをします。
- 調査 : 市の認定調査員がご本人とお会いして、どのような希望があるのかを確認します。
- 障害支援区分の認定 : 認定調査や、主治医の意見書等から、障害支援区分（どのくらい支援が必要か）が決まります。
- サービス等利用 : 相談支援専門員が、本人や家族と話し合い、計画書の作成、提出
どのような支援が必要かを示したサービス等利用計画書を作ります。
作った計画書は、市に提出します。
- 支給決定 : 市から、サービスの量を示された障害福祉サービス受給者証が交付されます。
- サービス利用 : サービス利用を希望する各事業所と利用契約をし、サービスを使いながら生活ができるようになります。
- モニタリング : 定期的にサービスの利用状況を確認し、必要な時は計画の見直しを行いません。
*あらいぶは、サービス等利用計画書の作成やモニタリングを行なう事業所として、栗原市より指定を受けています。
（指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業）

事業所の体制について

当事業所では、「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」「主任相談支援専門員研修」「医療的ケア児等支援コーディネーター研修」「精神障害者の地域移行関係職員に対する研修」を修了した職員を配置しております。

「障害者相談支援センター あらいぶ」

住所：〒987-2216 宮城県栗原市築館伊豆1-1-12
TEL：0228-21-4655
FAX：0228-23-8772
相談受付時間：月曜～土曜（8:30～17:15）
休業日：日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

パンフレットより